

令和2年4月13日

議員各位

茨城県議会議長 森田 悅男

### 新型コロナウイルス感染症への議員対応について

4月7日に、東京都をはじめ7都県に緊急事態宣言が発令され、本県においても、4月8日に、知事から10市町に居住の方及び事業者に対し、平日昼間を加えた不要不急の外出自粛等の要請がなされたところであります。

議員各位におかれても、それぞれの地域において、様々な対応や相談等をなされているものと察し、心から敬意を表します。

さて、われわれ県議会および県議は自分の健康を守りつつ、議事機関としての議会の責務をしっかりと果たしていくかなければなりません。

つきましては各議員におかれまして感染防止のため、下記の対応をお願いいたします次第です。

記

#### 1 健康管理の徹底等

- ・こまめな手洗い、マスク着用、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ等で口や鼻を押さえる）を徹底すること。
- ・十分な睡眠とバランスの良い食事を心掛けること。
- ・毎朝、検温するなどにより、日々の体調把握に努めること。
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合には、本会議や委員会等への出席を自粛すること。

#### 2 本会議等における注意事項

- ・本会議や委員会においても、マスク着用に努めること。
- ・なお、本会議等の休憩時に、会議室の窓や扉を開けて、換気を行うこととする。

#### 3 感染拡大防止に向けた行動

- ・いわゆる3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けて行動すること。
- ・海外や国内の緊急事態宣言対象地域、知事が外出自粛等を要請した地域については、不要不急の視察や訪問等を当面自粛すること。

以上

※県民の安全・安心のために、県議会議員が一致団結して、新型コロナウイルスの危機を乗り越えましょう。